

1 基本方針

(1) 計画の目指す姿

- ▶ 令和3年に施行された改正社会福祉法では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備していく観点から、市町村における支援体制の構築支援や介護人材確保の取組強化など所要の措置を講じ、もって地域共生社会の実現を図ることとされました。
- ▶ このことは、地域住民や社会福祉事業者等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする方が地域の一員として様々な分野の活動に参加できるよう努めなければならないとする地域福祉推進の目的と相通ずるものになっています。
- ▶ こうした趣旨を踏まえ、本計画を進めていくための主題は、次のとおり第1期計画（平成30年3月策定）において定めた基本テーマを引き継ぎ、「安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現」とし、中長期的な将来も見据えつつ、地域福祉の推進に取り組んでいきます。


**安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現**

(2) 基本的な姿勢

- ▶ 本計画は、社会福祉法に規定する都道府県計画の趣旨目的に基づき、市町村における地域福祉の支援に関する事項を一体的に定めることはもとより、福祉分野の「上位計画」としての位置付けを念頭に、高齢者・障がい者・児童その他福祉の各分野に共通的な取組のうち、特に重要な事項を中心に策定します。
- ▶ また、社会福祉法をはじめとする各種法制度の改正や社会情勢の変化などを踏まえ、道における地域福祉に関する課題を整理するとともに、その課題解決に向けた施策として、地域共生社会の実現に資する取組のほか、官民が連携の上、社会全体で取り組むことが求められている取組に重点化します。
- ▶ 具体的には、互いに支え合う交流の場の確保や仕組みづくり、生活全般にわたる困りごとへの相談対応と自立に向けた支援、福祉に関する多様な支援ニーズに対応するための属性を問わない相談支援体制の構築などであり、これらについては、第4章以降で個別に掲載します。

2 主な施策の体系

- ▶ 都道府県計画は、福祉の各分野で共通的に取り組むべき事項をはじめ、社会福祉法に規定する5つの事項を一体的に策定することとされています。
- ▶ このことを踏まえ、本計画では、次の5つを施策の柱に定め、重点的な取組として位置付けることにより、「目指す姿」の実現に向けて、各般の施策を総合的に推進していきます。



第2期 北海道地域福祉支援計画の施策体系






〔計画期間〕
令和6～11年度

主題

安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現

共通理念 市町村における地域福祉の支援 (法第108条)

社会福祉法に規定される5つの柱と各々に対応する施策項目

1		<p>市町村の体制づくり [P15～]</p> <p>[1] 地域福祉計画の推進支援 [2] 市町村の地域特性に応じた広域的支援 [3] 地域福祉の推進に関する情報提供や認識共有の場づくり</p>	[P15～]
2		<p>福祉共通の仕組みづくり [P21～]</p> <p>[1] セーフティネットや権利擁護など分野横断的な支援の充実 [2] 制度の狭間にある課題を有する方への支援体制の構築 [3] 居住や就労等に課題を抱える方への他分野と連携した支援</p>	[P21～]
3		<p>地域福祉を支える人づくり [P35～]</p> <p>[1] 地域福祉を担う人材の確保と資質向上 [2] 地域福祉を支える人材の養成 [3] 地域福祉の核となる次世代の育成</p>	[P35～]
4		<p>支え合いの基盤づくり [P43～]</p> <p>[1] 福祉に関する相談支援体制の確立 [2] 地域福祉の基盤となる体制づくり [3] 福祉サービスにおける基盤整備の促進</p>	[P43～]
5		<p>暮らしやすい地域づくり [P52～]</p> <p>[1] 住民主体による支え合いの地域づくり [2] ユニバーサルデザインと多文化共生のまちづくり [3] 災害時に備えた地域支援体制の構築</p>	[P52～]

1 Point: 「施策の柱」設定の考え方
都道府県計画の役割である「市町村支援」や「福祉共通の取組推進」を一層明確化するとともに、法定5項目との並びを整理。

2 Point: 「施策項目」記載の考え方
福祉の各分野で共通的に取り組むべき事項のうち、特に重要な取組（市町村支援、生活困窮者支援、重層事業、孤独・孤立対策等）を重点的に記載。